

平成２２年度第２回豊山町選挙管理委員会会議録

１ 開催日時 平成２２年６月２日（水） 午前９時５５分～午前１０時２０分

２ 開催場所 豊山町役場３階 会議室３

３ 出席者

（１）豊山町選挙管理委員会委員

委員長 鈴木恒男

委員 渡邊弘一 水野春巳 坪井清夫

（２）事務局

書記長 長縄松仁

書記 安藤光男 堀尾政美 牛田彰和 牧野礼男

４ 議題

定時登録について

参議院議員通常選挙について

５ 会議資料

議案第１号 選挙人名簿に登録する者を定めること

議案第２号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第３号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること

議案第４号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第５号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの
日時、場所を定めること

議案第６号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第７号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第８号 投票所を定めること

議案第９号 期日前投票所を定めること

議案第１０号 開票の場所及び日時を定めること

議案第１１号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

議案第１２号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

６ 議事内容

書 記：ただ今から平成２２年度第２回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます

す。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。さて、7月は参議院議員選挙が執行される予定です。その折にはご協力よろしくお願いいたします。本日の委員会の議題は、定時登録の議案、及び参議院議員選挙についての議案でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上を、もちましてご挨拶とさせていただきます。

書 記：議事の取り回しを委員長にお願いします。

委員長：本日の議案は12件です。それでは、事務局に議案第1号の説明を求めます

書 記：議案第1号 選挙人名簿に登録する者を定めること。平成22年6月2日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、別紙のとおり定めてよろしいでしょうか。(資料の人数の説明。電算一覧表名簿を回覧。)

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委 員：(なし)

委員長：議案に関し賛成者の挙手を求めます。

委 員：(全員挙手)

委員長：全員賛成と認めます。続きまして、参議院議員通常選挙の執行について関連がありますので、一括して事務局に議案第2号から議案第12号の説明を求めます。

事務局：議案第2号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成22年7月11日執行予定の参議院愛知県選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を定める必要がありますので、別紙のように定めてよろしいでしょうか。なお、区画数は18区画とする旨、県から通知がきております。なお、資料として、ポスター掲示場設置場所一覧表及び具体的な設置場所の地図を添付しておりますので、ご参照下さい。

議案第3号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき平成22年6月23日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧するものです。縦覧日は1日間としています。なお、同法第30条の7の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧も、同じ内容となります。

議案第4号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条の規定により、開票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。

議案第5号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行う

くじの日時、場所を定めること。公職選挙法第175条第3項の規定により、選挙区選出の候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日は委員長にお願いしたいと思います。

議案第6号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条及び同法施行令第24条の規定により、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。なお、職務代理者については、現在選考中であります。

議案第7号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第49条の7の規定により、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。なお、土日の管理者については、現在選考中であります。

議案第8号 投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定により、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第9号 期日前投票所を定めること。公職選挙法第48条の2第3項の規定により、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。なお、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所も同じになります。

議案第10号 開票の場所及び日時を定めること。公職選挙法第63条及び第64条の規定により、開票所の場所及び日時を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第11号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第62条第2項の規定により、開票立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、それぞれの選挙で10人以内であれば実施いたしません。

議案第12号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。不在者投票の告示前の発送の日を記載のとおり定めるものであります。

以上でございます。

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：第6号議案、第7号議案の内容の違いについて。

書記：第6号議案は、選挙日当日の投票管理者、職務代理者を定めております。第7号議案は、期日前投票の投票管理者及び職務代理者について定めております。7月11日が投票日である場合、期日前投票が6月25日から始まる予定ですので、ご自身の名前の記載がある日におきまして、投票管理者の職務に従事していただくこととなりますので、よろしくお願い致します。

委員長：その他で何かありますか。ないようですので、採決に入ります。議案第２号から第１２号について、賛成の方の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長：全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、なにかありましたら、お願いします。

書記：７月９日の投票所の点検につきましては、委員の皆様に午後３時頃に集合していただき、各投票所の点検を行います。また、６月２４日の午後６時には、氏名等の掲載の順序を決めるためのくじを行いますので、委員長には来庁下さいますようお願い致します。以上です。

委員長：他にありますか。ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第１４条の規定に基づき、平成２２年度第２回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員３人が署名する。

平成２２年６月４日

委員長	鈴木恒男
委員	水野春巳
委員	渡邊弘一
委員	坪井清夫